

番 号
年 月 日

千葉県知事様

養成施設等設置者 印

介護福祉士実務者養成施設指定申請書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条の規定に基づき申請します。

介護福祉士実務者養成施設指定申請書

1 名 称					
2 位 置					
3 設置者 (名称・所在地)	名 称				
	住 所				
4 設置年月日					
5 種類等	種 類		1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員
	第5号養成施設(養成施設指定規則第7条の2) (昼間課程・夜間課程・通信課程)				
6 開講期間					
7 養成施設の 長の氏名			8 事務職員 の氏名		
9 専任教員 (専任教員のうち教 務に関する主任者 には、氏名の前に◎ 印をすること)	氏 名	年齢	担当科目	資格名	該当番号 教員調書 頁番号
10 介護過程III (面接授業) を担当する教員					
11 医療的ケア を担当する教 員					
12 その他の教 員					
13	指定規則上の科目名 (時間数)	時間数	教育の内容の一部を他の養成施設等に 実施させる場合にあっては実施先の名称		
	人間の尊厳と自立 (5)				
	社会の理解 I (5)				
	社会の理解 II (30)				

開 講 科 目	介護の基本 I (10)			
	介護の基本 II (20)			
	コミュニケーション技術 (20)			
	生活支援技術 I (20)			
	生活支援技術 II (30)			
	介護過程 I (20)			
	介護過程 II (25)			
	介護過程 III (45)			
	発達と老化の理解 I (10)			
	発達と老化の理解 II (20)			
	認知症の理解 I (10)			
	認知症の理解 II (20)			
	障害の理解 I (10)			
	障害の理解 II (20)			
	こころとからだのしくみ I (20)			
	こころとからだのしくみ II (60)			
	医療的ケア (50)			
	医療的ケア (演習)			
合計 (450)				

14 建 物	土地面積	教室等 の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場合に ついてのみ記入)	教室等 の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場合 についてのみ 記入)
			m ²			m ²	
建物延面積			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	
			m ²			m ²	

15 教 育 用 機 械 器 具 及 び 模 型	実習用モデル人形		体	視聴覚機器		器 台 式 式 式 台 体 体 式 体
	人体骨格模型		体	障害者用調理器具・食器類		
	成人用ベッド		床	和式布団一式		
	移動用リフト		台	吸引装置一式		
	スライディングボード・マット		台	経管栄養用具一式		
	車いす		台	処置台又はワゴン		
	簡易浴槽		槽	吸引訓練モデル		
	ストレッチャー		個	経管栄養訓練モデル		
	排せつ用具		個	心肺蘇生訓練用器材一式		
	歩行補助つえ		本	人体解剖模型		
	盲人安全つえ		本			
16 面 接 授 業	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設置年月日	位置	入所定員	担当教員

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた指定申請書を作成すること。

(注2) 6の開講期間には、授業開始年月日及び授業修了年月日を記載すること。なお、1年間に複数回実施する場合については複数回分の開講期間を記載すること。

(注3) 7の養成施設の長の氏名には、設置者が養成施設でない場合にあっては設置者の長の氏名を記載すること。

(注4) 9の教務に関する主任者、10の面接授業を担当する教員及び11の医療的ケアを担当する教員の資格名欄には、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格を持つ者について記入すること。

(注5) 9の専任教員のうち教務に関する主任者の該当番号の欄には、指定規則第7条の2第1項ホ(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のうち該当する条項を記入すること。(例(1))

また、医療的ケアを担当する教員の該当番号の欄には、

(1) 医療的ケア教員講習会修了者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者

(2) 介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習会を修了した者であって、かつ医師、保健師、助産師、看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者のうち、いずれか該当する番号を記載すること。

(注6) 10の面接授業を担当する教員については、面接授業を担当する教員に関する調書を作成すること。また、医療的ケアを担当する教員については、医療的ケアを担当する教員に関する調書を作成すること。ただし、9の専任教員のうち教務に関する主任者が医療的ケアを担当する教員を兼ねる場合または面接授業を担当する教員を兼ねる場合にあっては、教務に関する主任者に係る教員調書のみ作成すれば足りるものとし、この場合、教務に関する主任者、医療的ケアを担当する教員又は面接授業を担当する教員である旨がそれぞれ確認できること。